

岩手県選挙管理委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙管理委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県選挙管理委員会事務局代決専決規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(副書記長専決事項) 第6条 副書記長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) 行政文書の開示の決定に関する事 (8)・(9) [略]	(副書記長専決事項) 第6条 副書記長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) 行政文書の開示の決定及び <u>歴史公文書の利用の決定</u> に 関すること。 (8)・(9) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。